北海道告示第10241号

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第９条第１項第二号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和５年２月２１日

北海道知事　鈴木　直道

１（１）免許の取消しをした年月日

令和５年２月15日

（２）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア　氏名

北野　春夫

イ　一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ　登録番号

北海道知事登録第（空）第1239号

（３）免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第二号に該当するため。